



神戸市配偶者等暴力(DV) 対策基本計画(第3次)

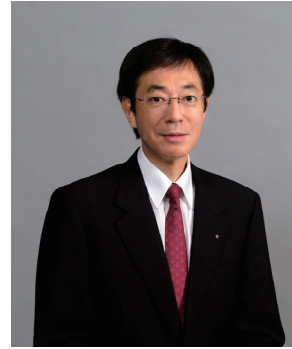
平成28年 3月
神戸市



はじめに

配偶者等からの暴力（DV）は、加害者が力（パワー）により被害者を支配（コントロール）するという構造をもつ、重大な人権侵害です。

配偶者のいる女性の4人に1人が被害を受けたことがあるというデータや、神戸市配偶者暴力相談支援センターに年間3千件以上の相談が寄せられているという状況から、DVが身近な所でも起こりうる深刻な問題であることがわかります。



神戸市では、平成18年11月に、市町村としては全国で4番目となる配偶者暴力相談支援センター業務を開始し、DV被害者への相談対応等に努めてまいりました。

平成23年3月に策定いたしました「神戸市配偶者等暴力（DV）対策基本計画（第2次）」では、相談窓口の機能強化、DV被害者の子どもへの支援、教育・啓発についての強化などに取り組むことを定め、DV対策施策を総合的・体系的に推進してまいりました。

このたび策定いたしました「神戸市配偶者等暴力（DV）対策基本計画（第3次）」では、DVの予防・啓発や被害者保護に引き続き取り組むとともに、暴力や貧困の再生産を防ぎ、被害者とその子ども等が回復するための自立支援にさらに力を入れて取り組んでいくこととしております。この計画に基づきまして、関係機関や民間支援団体のみなさまと連携しながら、被害者に寄り添った支援をさらに進めてまいります。

なお、同時に策定いたしました「神戸市男女共同参画計画（第4次）」においても、「DVのさらなる予防啓発と被害者に寄り添った着実な支援の実施」を重点事項の1つとして掲げており、男女共同参画に関する施策としても重点的に取り組みを進めていくこととしております。

最後に、この計画の策定にあたりまして、多くのみなさまより貴重なご意見をいただきましたことに、心から感謝を申し上げます。

平成28年3月

神戸市長

久元喜造

目 次

序 章	DVとは	1
	1 DVとは	
	2 暴力の種類	
	3 DVの影響	
	4 加害者の特徴	
	5 DV関連相談窓口	
第1章	計画の策定にあたって	9
	1 計画策定の趣旨	
	2 DV防止法の改正等	
	3 神戸市の現状と課題	
第2章	計画の概要	21
	1 計画の位置づけ	
	2 男女共同参画条例及び男女共同参画計画との関係	
	3 計画期間	
第3章	施策の内容	23
	1 施策の体系図	
	2 基本方針、基本目標及び施策の方向	
	3 指標・数値目標	
第4章	計画の推進	45
	1 計画を推進する体制	
	2 神戸市配偶者暴力相談支援センター	
	3 福祉事務所	
	4 計画の進捗状況の評価及び検証	
第5章	参考資料	49
	1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	
	2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（概要）	
	3 用語解説	

序章

DVとは

1	DVとは	2
2	暴力の種類	3
3	DVの影響	4
4	加害者の特徴	5
5	DV関連相談窓口	6



1 DVとは

DVとは、「ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence)」を略して表記したもので、「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」のことです。

DVの本質は、夫婦関係や恋人関係において身体的・経済的・社会的に優位な立場にある者が、劣位な立場にある配偶者や恋人に対して、その優位性を後ろ盾として暴力をふるい、「力 (パワー)」によって相手を自分の意のままに「支配 (コントロール)」しようとするもので、被害者の尊厳を踏みにじる人権侵害です。

そして、DVの被害者の多くは女性です。これには、個人の問題として片づけられない、長く続いた男性優位の社会構造も大きく影響しています。

実際、内閣府の調査 (平成 26 年) では、女性の 4 人に 1 人が配偶者から暴力被害を受けた経験があり、被害を受けた女性の 9 人に 1 人は命の危険を感じた経験があると回答しています。また、交際相手からの暴力被害については、5 人に 1 人の女性が経験したことがあるという結果が出されています。



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク (内閣府)

このシンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。(内閣府ホームページより)

2 暴力の種類

DVには、殴る、けるなどの身体的暴力だけではなく、心理的暴力、社会的暴力、経済的暴力、性的暴力など、外からは見えにくい様々な形態があります。それぞれ具体的な暴力の内容は次のとおりです。

(1) 身体的暴力

殴る、ける、引きずりまわす、突き飛ばす、首をしめる など

(2) 身体・生命に危害を加えると脅迫する行為を伴う暴力

身体・生命に危害を加えるという害悪を予想させる言動、「(言うことをきけ。でなければ) 殴るぞ」や「殺すぞ」と脅す、怒鳴る など

(3) 心理的(精神的)暴力

大声で怒鳴る、「おまえはばかだ」と自尊心をおとしめる、「おれの言うことをきかなかつたらどうなるか、わかっているだろうな」と脅す、無視する、相手が大切にしているものを壊す、ののしる など

(4) 社会的暴力

交友関係や電話、メールなどを細かく監視する、実家とのつきあいを制限する、外出させないなど、行動を制限し、社会との接触を遮断し隔離する行為

(5) 経済的暴力

生活するために必要不可欠なお金を渡さない、「誰のおかげで食べられるんだ」と言う、お金を取り上げる、貯金を勝手に使う など

(6) 性的暴力

性的欲求を満たすための対象として相手を位置づけ、同意のない性(的)行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しない、無理やりポルノなどを見せる など

これらのさまざまな形態の暴力行為は単独で起こることもありますが、何種類かの暴力行為が重複して起こる場合が多く、被害者にとってはさらに耐えがたいものになっています。

※ 上記の暴力のうち(1)及び(2)は保護命令の対象となります。

3 DVの影響

日々、暴力のある家庭の中で生活することは、被害者やその子どもたちの心身に深刻な影響を与えます。

(1) 被害者に与える影響

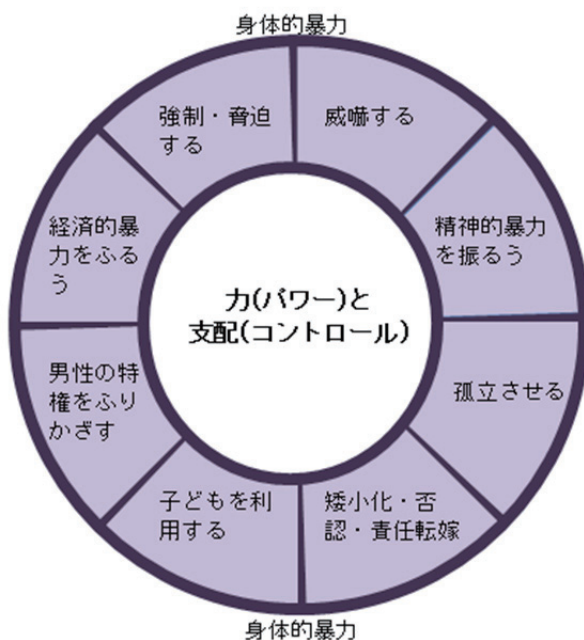
身体的な暴力によって打撲・やけど・骨折などのけがをしたり、場合によっては身体に障害が残ったり死に至ったりする場合があります。

心理的暴力や社会的暴力など、日常的に支配関係に取り込まれる中で、うつ症状に陥ったり、不眠・自律神経失調症・摂食障害などの症状が現れたり、過度の飲酒や薬物依存などの自己破壊的な行動につながったりすることがあります。深刻になると、自殺への思いが頭を離れなくなる場合もあります。また、暴力を受けることにより、「PTSD（心的外傷後ストレス障害）」を発症することもあります。

このような状況にあって、被害者が加害者から逃げるという行動を起こせないのは、加害者が被害者を支配し、被害者は無力化され、自分の力で何かができるとは考えられなくなっているからです。

さらに、生活にも影響を及ぼします。加害者から逃げるために、被害者が住み慣れた家や土地を出て行かざるをえない場合、安心して生活できる居所や収入を新たに確保することには困難が伴い、被害者はより深刻な状況に追い込まれます。

力と支配の車輪



ドールーズ家庭内暴力介入プロジェクトより引用

暴力には、外から見やすい身体的暴力だけでなく、さまざまな方法があります。加害者は、身体的暴力だけでなく、精神的暴力・孤立化・子どもを利用するなどの行動をとることで、被害者との支配関係を正当化し、支え、強化しようとしています。

出典：E. ペンス & M. ペルマー
「暴力男性の教育プログラム
—ドールーズ・モデル—」

(2) 子どもに与える影響

DVのある家庭では、子どもが暴力を目撃したり、物音や話し声で、片方の親がもう片方の親に暴力をふるっていることが十分に想像できたりする状況に置かれます。このような状況は子どもにとって、虐待を受けていることと同様であり、「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」においては、児童虐待の形態の1つとして定義づけられています。

DVのある家庭では、子どもの安全な生活や発達が保障されないため、子どもは、いつも不安を感じていたり、落ち着きがなくなったり、学校に行けなくなったり、心理的な行動を現したりすることがあります。また、暴力を学習してしまう場合があります。

内閣府の調査（平成26年）では、被害を受けたことがある家庭の約3割で子どもへの被害がみられています。

4 加害者の特徴

私たちは、暴力をふるう人には一定のタイプがあるのではないかと考えがちですが、加害者には、社会的地位や経済力、職業等に一定の傾向はありません。また、加害者は外からはわかりづらく、人当たりがよく、社会的信用もあり、周囲の人からは「家庭で暴力をふるうとは想像できない」と思われていることが多くあります。また、いつも暴力をふるっているわけではなく、やさしい態度でパートナーに接する時期もあります。

暴力をふるう夫は、社会における男尊女卑の考え方や固定的性別役割分担意識のために、「妻の非を諭す行動の一つ」と考え、「しつけ」だと評価して、暴力に及ぶことがあります。

〔 ※ 参考文献 「知っていますか？ドメスティック・バイオレンス一問一答」
（日本DV防止・情報センター） 〕

5 DV関連相談窓口

DVについて相談できる窓口として、兵庫県下、神戸市内に配偶者暴力相談支援センター（DVセンター）が設置されています。

DVセンターでは、DVに関する相談や情報提供、保護命令利用に関してのサポートを実施しています。また、都道府県のDVセンターでは一時保護を含む相談も実施しています。

DV関連のおもな相談窓口を紹介します。DVかも知れないと思った時は、ひとりで悩まず、まず電話でご相談ください。

DVに関する総合的な相談をしたいとき ⇒ 《配偶者暴力相談支援センター》	
神戸市配偶者暴力相談支援センター 女性のためのDV相談室	受付日 毎日（12月28日～1月4日を除く） 受付時間 9：00～17：00 連絡先 ☎（078）382-0037
兵庫県配偶者暴力相談支援センター 兵庫県女性家庭センター	受付日 毎日 受付時間 9：00～21：00 連絡先 ☎（078）732-7700

一時保護に関する相談や児童扶養手当・生活保護などの福祉施策の相談をしたいとき ⇒ 《福祉事務所（各区保健福祉部）》	
最寄りの福祉事務所（区保健福祉部）	
東灘 ☎（078）841-4131	
灘 ☎（078）843-7001	
中央 ☎（078）232-4411	
兵庫 ☎（078）511-2111	
北 ☎（078）593-1111	受付日 月曜～金曜（祝日を除く）
北神 ☎（078）981-1748	受付時間 8：45～17：15
長田 ☎（078）579-2311	
須磨 ☎（078）731-4341	
北須磨 ☎（078）793-1313	
垂水 ☎（078）708-5151	
西 ☎（078）929-0001	

生命や身体への危険を感じたとき ⇒ 《兵庫県警察本部》	
ストーカー・DV相談	受付日 毎日 受付時間 24時間対応 連絡先 ☎(078)371-7830
レディースサポートライン	受付日 月曜～金曜(祝日を除く) 受付時間 9:00～17:00 連絡先 ☎(078)351-0110
緊急時は「110番」!	受付日 毎日 受付時間 24時間対応

こころやからだの悩みや就業について相談したいとき(女性が対象) ⇒ 《男女共同参画センター》	
神戸市男女共同参画センター (あすてっぶKOBÉ) 女性のための相談室(電話相談)	受付日 火曜～日曜(祝日を除く) 受付時間 10:00～12:00 13:00～15:00 連絡先 ☎(078)361-8361
兵庫県男女共同参画センター(イーブン) 女性のための相談(電話相談)	受付日 月曜～土曜(祝日を除く) 受付時間 9:30～12:00 13:00～16:30 連絡先 ☎(078)360-8551

児童虐待など子どもに関する相談をしたいとき ⇒ 《こども家庭センター(児童相談所)》	
神戸市こども家庭センター	受付日 月曜～金曜(祝日を除く) 受付時間 8:45～17:30 連絡先 ☎(078)382-2525
神戸市こども家庭センター 子ども虐待(夜間休日一通報相談)ダイヤル	受付時間 上記以外の時間帯 連絡先 ☎(078)382-1900

《民間支援団体》	
ウィメンズネット・こうべ	受付日 月曜・水曜・金曜 受付時間 10:00～16:00 連絡先 ☎(078)731-0324
フェミニストカウンセリング神戸	受付日 月曜(祝日を除く) 受付時間 13:00～16:00 連絡先 ☎(078)360-5030
W・Sひょうご	受付日 木曜 受付時間 12:00～17:00 連絡先 ☎(078)251-9901

《外国語による相談窓口 (For Foreigners) 》	
神戸国際コミュニティセンター Kobe International Community Center	受付日 月曜～金曜(祝日を除く) Mon.～Fri. 受付時間 10:00～12:00 13:00～17:00 連絡先 ☎(078)291-8441 対応言語 英語・中国語(月曜～金曜) 韓国・朝鮮語(金曜) スペイン語・ポルトガル語(火曜・木曜) ベトナム語(月曜・水曜) フィリピン語(水曜)
兵庫県国際交流協会 外国人県民インフォメーションセンター Hyogo International Association Information and Advisory Service Center	受付日 月曜～金曜(祝日を除く) Mon.～Fri. 受付時間 9:00～17:00 連絡先 ☎(078)382-2052 対応言語 英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語
NGO神戸外国人救援ネット NGO Network for Foreigners' Assistance Center(GQ net)	受付日 金曜 Fri. 受付時間 13:00～20:00 連絡先 ☎(078)232-1290 対応言語 英語・スペイン語・ポルトガル語 ・タガログ語(13:00～20:00) 中国語(13:00～18:00)
アジア女性自立プロジェクト Asian Women's Empowerment Project(AWEP)	受付日 水曜 Wed. 受付時間 11:00～16:00 連絡先 ☎(078)734-3633 対応言語 英語

第1章

計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	10
2	DV防止法の改正等	10
3	神戸市の現状と課題	11



1 計画策定の趣旨

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。また、被害者の多くは女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者等が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなります。

全ての人々が安全で安心して暮らせる社会を実現するためには、あらゆる暴力を防止し、暴力を許さない社会を目指す絶え間ない取り組みが必要です。

神戸市では、平成16年4月に策定した「神戸市男女共同参画計画」において「女性に対するあらゆる暴力の防止」を重点的に推進すべき施策の1つとして掲げ、平成18年11月からは神戸市配偶者暴力相談支援センターの業務を開始しました。

平成21年3月には「神戸市配偶者暴力対策基本計画」を策定し、平成23年3月に改定した「神戸市配偶者等暴力（DV）対策基本計画（第2次）」では、相談窓口の機能強化や被害者の子どもへの支援、教育・啓発の強化を目指しました。

このたび、「神戸市配偶者等暴力（DV）対策基本計画（第3次）」を策定し、関係機関と連携したDVの予防・啓発や被害者保護に引き続き取り組むとともに、暴力や貧困の再生産を防ぎ、被害者と子ども等が回復するための自立支援にこれまで以上に取り組んでいきます。

2 DV防止法の改正等

平成26年1月に改正施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」では生活の本拠を共にする交際相手からの暴力にも法の規定が準用されるようになったほか、同年11月には「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ法）」が施行されるなどDV関連の法整備が進んでおり、被害の相談は今後も増加する可能性が考えられます。

平成27年4月に施行された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第4次一括法）」により、売春防止法が改正され、政令指定都市もDV被害者の一時保護所となる婦人相談所を設置できるようになりました。婦人相談所の設置については、今後、検討することが必要です。

また、平成27年10月からはマイナンバー制度が開始されました。被害者の安全確保のためには、今後もさまざまな法律の制定・改定などについて、絶えず注視する必要があります。

3 神戸市の現状と課題

(1) 神戸市におけるDV被害の状況

① 神戸市配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数 (単位：件)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
電話相談	2,194	2,148	2,014	1,921	2,692
面接相談	285	265	294	299	392
カウンセリング	209	224	205	204	240
総相談件数	2,688	2,637	2,513	2,424	3,324
1日平均	8.8	8.6	8.2	8.0	10.9
	(内訳) 平日 10.5 土日祝 5.7	(内訳) 平日 10.5 土日祝 5.3	(内訳) 平日 10.3 土日祝 4.3	(内訳) 平日 9.8 土日祝 4.4	(内訳) 平日 13.4 土日祝 6.1
同行支援	55	35	23	24	17
総件数	2,743	2,672	2,536	2,448	3,341
保護命令書面提出	9	9	19	25	32
証明書発行	106	58	48	55	74

② 神戸市男女共同参画センターにおける相談件数(下段：うちDV関連)(単位：件)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
こころの悩み相談	340	372	377	380	467
	11	13	15	10	15
法律相談	217	207	213	209	181
	44	38	29	43	38
からだの相談	14	12	11	10	7
	0	2	0	0	1
就業・チャレンジ 相談	30	31	30	22	20
	0	0	0	0	0
一般電話相談	1,382	1,446	1,591	1,645	1,959
	187	258	218	179	196
総件数	1,983	2,068	2,222	2,266	2,634
	242	311	262	232	250

③ 各区保健福祉部(婦人相談員・母子父子自立支援員)における相談件数(単位：件)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
総件数	37,831	30,538	23,967	20,963	22,388
うちDV関連	1,157 (3.1%)	1,377 (4.5%)	1,187 (5.0%)	1,286 (6.1%)	1,180 (5.3%)

④ 高齢者虐待防止法に基づく対応件数 (単位：件)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総件数	285	270	264	290	243
うち 配偶者からの虐待	78 (27.4%)	106 (39.3%)	80 (30.3%)	84 (29.0%)	70 (28.8%)

⑤ 神戸市障害者虐待防止センターにおける相談件数 (単位：件)

(平成24年10月1日業務開始)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総件数			128	302	586
うち 配偶者からの虐待			1 (0.8%)	5 (1.7%)	6 (1.0%)

⑥ 神戸国際コミュニティセンターにおける相談件数 (単位：件)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総件数	2	6	4	4	11
うち 中国人	1	4	2	1	2
うち ロシア人	1	0	0	0	0
うち ドイツ人	0	1	0	0	0
うち ベトナム人	0	1	0	0	0
うち アメリカ人	0	0	1	0	0
うち ペルー人	0	0	1	0	0
うち フィリピン人	0	0	0	1	7
うち ブラジル人	0	0	0	1	0
うち フランス人	0	0	0	1	0
うち イギリス人	0	0	0	0	1
うち カナダ人	0	0	0	0	1

⑦ 兵庫県警における相談件数(兵庫県全体。書面は保護命令に関するもの)(単位：件)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総件数	1,885	1,860	2,101	2,113	2,535
うち 書面請求件数	144	113	146	125	142
うち 保護命令発出件数	98	90	123	105	123

⑧ 兵庫県女性家庭センターにおける相談件数 (単位：件)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総件数	4,289	4,289	4,531	3,764	3,990
うちDV関連	1,403 (32.7%)	1,161 (27.1%)	1,371 (30.3%)	1,043 (27.7%)	984 (24.7%)

⑨ 一時保護等の状況 (下段はうちDV関連) (こども家庭局調べ) (単位：件)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
県婦人相談所への 一時保護依頼件数	59 34 (57.6%)	66 16 (24.2%)	48 38 (79.2%)	52 37 (71.2%)	43 29 (67.4%)
母子・婦人 短期保護事業	44 28 (63.6%)	46 22 (47.8%)	32 15 (46.9%)	36 17 (47.2%)	30 16 (53.3%)
合計	103 62 (60.2%)	112 38 (33.9%)	80 53 (66.3%)	88 54 (61.4%)	73 45 (61.6%)

【参考】兵庫県婦人相談所における一時保護件数 (兵庫県全体)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
県婦人相談所の 一時保護件数 (委託を含む)	292 184 (63.0%)	336 226 (67.3%)	334 228 (68.3%)	289 204 (70.6%)	267 194 (72.7%)

⑩ 母子生活支援施設の入所件数 (下段はうちDV関連) (こども家庭局調べ) (単位：件)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設入所件数	42 24 (57.1%)	42 19 (45.2%)	32 18 (56.3%)	51 26 (51.0%)	31 19 (61.3%)

⑪ 市営住宅定時募集の応募状況 (単位：募集戸数のみ戸、他は人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
募集戸数	1,214	1,030	930	860	930	
応募者数 (平均倍率)	20,859 (17.2倍)	18,785 (18.2倍)	15,364 (16.5倍)	13,067 (15.2倍)	10,520 (11.3倍)	
うち DV被害者	当選者数	1	4	3	1	3
	応募者数 (倍率)	13 (13.0倍)	56 (14.0倍)	20 (6.7倍)	27 (27.0倍)	27 (9.0倍)
	入居者数	1	2	2	1	2

⑫ 市営住宅の目的外使用による入居世帯数 (入居開始年度別) (単位：世帯)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
入居世帯数	1	1	0	0	5

(2) DV被害者支援の実態に関する調査結果の概要

神戸市では、この計画を策定するための基礎資料とするべく、神戸市配偶者暴力相談支援センター又は神戸市男女共同参画センターを利用したことがあるDV被害者のうち、現在安全が確保されている女性を対象に、どのような支援を受け、どのように感じたか等について面接調査を実施しました。

- 調査時期
平成27年2月12日～平成27年3月18日
- 調査方法
個別面接調査（1人1回：60分～130分）
- 調査協力者数
20人

① 被害の状況

- 被害者のうち9人が11年以上にわたり被害を受けており、協力者の平均は12.7年となっています。
- DV被害の種類(複数回答)では、20人全員が精神的暴力を受けており、経済的締め付け(10人)、身体的暴力、物を投げるなどの威嚇(いずれも9人)という順で多くなっています。
- 妻への暴力と子どもへの暴力を比較すると、子どもよりも妻への暴力が多かったのが11人、妻と子どもが同様に暴力を受けていたのが5人、妻のみ暴力を受けたいたのが3人、妻よりも子どもへの暴力が多かったのが1人となっています。

② DVと気づいたきっかけ

- DVという言葉は知っていても、まさか自分が被害者になるとは思っておらず、以下のような場面で気づいたという人がいました。
 - ・ 友人から「それはおかしい」と言われ、電話相談してみて気づいた。
 - ・ 新生児訪問の保健師に「すぐに神戸市配偶者暴力相談支援センターに電話して」と言われた。
 - ・ 神戸市男女共同参画センターの相談ではっきり言われた。
 - ・ 離婚後数年してから民間支援団体の相談員に言われた。

③ 被害者が利用した相談機関

- 被害者1人あたり4か所から13か所の相談機関を利用しており、1人あたりの平均は7.9か所となっています。

- 相談機関のうち、神戸市配偶者暴力相談支援センターにおけるカウンセリング及び神戸市男女共同参画センターの「DV被害者グループカウンセリング事業」は利用者の満足度が高くなっています。
 - 警察の110番登録が安心感につながっているという意見や民間支援団体の相談やカウンセリングを数年間利用しているという意見もありました。
- ④ 福祉制度等の利用
- 被害者が実際に利用している制度（複数回答）は、児童手当（14人）、福祉乗車証（13人）、母子家庭等医療費助成（11人）といった順で多くなっています。
 - 実際には利用できておらず今後利用したい制度（複数回答）では、市（県）営住宅の優先入居へのニーズが最も高く（6人）、次いで、国民健康保険料の減免（5人）、児童扶養手当（4人）という順となっています。
- ⑤ 被害者の回復
- 被害者が「落ち着いてきた」又は「回復した」と思えたタイミングはともに「離婚成立後」が最も多くなっています。
 - 「落ち着いてきた」と思えた時期では、夫の言動に影響を受けず安心できる状態になったときや自分で物事を解決できて自信を持てたときといった意見がありました。
 - 「回復した」時期は、就業を開始し、経済的不安が減った、あるいは、子ども達を養っているという実感を得たときといった意見がありました。
- ⑥ 子どもに関する相談及び面会交流
- 子どもに関する相談先としては、こども家庭センター（6人）、学校（5人）、区こども家庭支援室、スクールカウンセラー（いずれも4人）という順になっています。
 - 多くの子どもがDVを目撃していたり心理的虐待を受けていたりしており、その影響を心配している母親が多くなっています。
 - 15組の親子のうち、8組が面会交流を実施していません。保護命令が出された5人はいずれも面会交流を実施しておらず、また、子どもが面会交流を拒否している親子も5組ありました。
 - 面会交流を実施している親子の満足度は、子どもに比べて母親の方が低い傾向が見られます。

- ⑦ 市の支援機関・窓口・サービスに対するご意見やご要望
- いろいろな窓口で何度も同じ話をしなければならないのが負担だった。
 - 市の窓口での二次被害が起きないようにするためにも、各窓口のつなぎとなるサポーター支援を市の職員にしてほしい。
 - 母子家庭にならなければ使えない制度が多く、離婚成立前は困った。
 - こども家庭センターで、子どもの不登校や家庭内での暴力について相談にのってほしかった。
 - 母親だけではなく子どもも対象にしたグループセラピーや母親と子どもが一緒に通えるような講座を企画してほしい。
 - 公営住宅への優先入居などにより、一時保護所や母子生活支援施設を出た直後に安い家賃で入居できる住宅を確保できるようにしてほしい。
 - DVのパンフレットは有効だが、置いてあるだけではなく、積極的に窓口で手渡すなどして周知してほしい。
 - 学生や妊婦を対象に、タイミングのいい時期にDVの知識を得られる啓発を実施してはどうか。
 - 被害者は孤立しやすく、声をあげにくい。周りから積極的に声をかけ、話を聞いてほしい。
 - 経済的なことで子どもに我慢させている。学費や家賃、医療費などの経済的支援をしてほしい。

調査結果から

- ◎ 家庭内での暴力や貧困の再生産を防ぐためにも、離婚成立後や就業後に支援を打ち切ってしまうことなく、被害者とその子どもが十分に回復・自立できるまで支援することが望まれます。
- ◎ 被害者が何度も同じ話をしなければならない状況を避け、窓口での二次被害を防ぐためにも、DVに関する一定の知識と行政手続に関する知識を併せ持つサポーター的存在の職員が望まれます。

(3) 神戸市配偶者等暴力(DV)対策基本計画(第2次)の取り組み内容と課題

① 基本目標

1	相談機能の充実
2	被害者の安全確保の徹底
3	被害者の自立支援と生活再建の支援
4	教育・啓発の推進
5	推進体制の充実

② 数値目標に対する進捗状況

基本目標	目標項目	当初数値 (平成21年度)	平成27年度 目標	平成26年度 実績
1	DVの相談窓口を知っている人の割合 (市政アドバイザー意識調査)	43.9%	70%	50.5% 《平成27年度》 (ネットモニター)
3	外国語によるDVリーフレットの作成 (配偶者暴力相談支援センター)	5か国語 (平成22年度)	7か国語	7か国語
	グループカウンセリングの実施回数 (男女共同参画センター)	2クール/年	2クール/年	1クール/年
4	※ DV防止に関するセミナーの参加者数	387人/年	400人/年	65人/年
	企業への出前トークの実施回数	—	5回/年	1回/年
	デートDV予防啓発事業実施校数 (市立中学校・高等学校 累計)	5校 (平成22年度)	全校	33校(92校中) 実施回数累計 は58回
	教育関係者に対する研修の実施回数	1回/年 (平成22年度)	8回/年	0回/年 実施回数累計 は10回
5	支援者等関係者に対する研修の受講者数	840人/年	1,000人/年	1,219人/年
	支援者養成研修の受講者数	—	50人/年	77人/年
	実務担当者以外の市職員に対するDV 研修の実施回数	13回/年	15回/年	5回/年
	庁内DV対策ネットワーク会議の実施 回数	1回/年	2回/年	1回/年 (課長会議)

※ 計画本文では「DVを含むあらゆる暴力を許さないための啓発」と記載されていることから、計画策定時に含めていた「法律セミナー」「護身セミナー」「回復へのステップ」「こころのケア講座」を排除すると、別事業に移行した「デートDV」と現在も実施している「DV防止セミナー」及び「DV情報提供会」のみが対象となります。現在も実施している2つのセミナーの参加者数は、平成21年度は47人、平成26年度は65人です。

③ 基本目標ごとのおもな取り組み内容と課題

基本目標1 相談機能の充実

《おもな取り組み内容》

- 配偶者暴力相談支援センター相談員を対象としたスーパーバイズ研修を実施して、質の確保・向上に努めています。
- 平成27年4月より、配偶者暴力相談支援センターにおいて、これまで業務を実施していなかった月曜日にも相談受付を開始しました。

《課題》

- 被害者支援に携わる市職員及び教員の意識及び資質向上のための研修等を充実させることが必要です。
- 被害者の安全確保のために、市の職員に、各窓口のつなぎとなるサポーター的な役割が求められます。

基本目標2 被害者の安全確保の徹底

《おもな取り組み内容》

- 緊急一時保護にあたっては、兵庫県配偶者暴力相談支援センターや警察との確実な連携により、被害者の安全確保に努めています。
- 市関係部署間及び他自治体等との情報受け渡し時において、情報管理の徹底に努めています。

《課題》

- マイナンバー制度が開始することもあり、情報管理のさらなる徹底が必要です。
- 保健・医療・福祉関係者に対して、相談窓口に関する情報提供等の役割についての啓発を充実させることが望まれます。

基本目標3 被害者の自立支援と生活再建の支援

《おもな取り組み内容》

- 配偶者暴力相談支援センターと男女共同参画センターが役割分担して、被害者の段階に応じた丁寧なカウンセリングを実施しています。
- 被害者からの聞き取り調査では、神戸市男女共同参画センターの「DV被害者グループカウンセリング事業」で高い満足度が得られています。

《課題》

- 被害者には、被害の影響に配慮した自立に向けた支援が必要です。
- DVのある家庭の子どもには、健やかな成長に配慮した支援が必要です。
- 離婚や就業した時点で支援を打ち切ることなく、被害者とその子どもが十分に回復・自立できるまで支援することが望めます。
- 就業支援をはじめとする自立支援において、関係機関と連携した取り組みを実施することが望めます。

基本目標4 教育・啓発の推進

《おもな取り組み内容》

- 民間支援団体の協力を得て、中学生及び高校生を対象としたDV予防啓発事業を実施しています。
- 大学生の協力を得てデザインした「デートDV予防啓発カード」を作成し、市内大学等での配布を依頼しています。

《課題》

- 市民に対して、DV相談窓口のさらなる周知が必要です。
- 将来のDV被害者・加害者を生み出さないためにも、若年層への教育・啓発をさらに充実させる必要があります。

基本目標5 推進体制の充実

《おもな取り組み内容》

- DV被害者支援に携わる関係機関の合同研修会を実施して、担当者の資質向上とあわせて関係機関の連携向上に努めています。
- 民間支援団体に対して、シェルター運営及び同行支援に要する費用の一部を助成しています。

《課題》

- 市内部において、個々の事案について関係実務者が機動的に情報を共有し、対応を協議できる仕組みを構築することが望めます。
- DV対策基本計画の進捗状況を適宜検証することが必要です。

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第2章

計画の概要

- | | | |
|---|------------------------|----|
| 1 | 計画の位置づけ | 22 |
| 2 | 男女共同参画条例及び男女共同参画計画との関係 | 22 |
| 3 | 計画期間 | 22 |



1 計画の位置づけ

(1) DV防止法上の位置付け

この計画は、DV防止法第2条の3第3項において市町村が定めるように努めなければならないと規定されている「市町村基本計画」です。

(2) 「神戸2020ビジョン」上の位置付け

この計画は、平成28年度から32年度までを計画期間とする「神戸2020ビジョン」の部門別計画の1つです。

2 男女共同参画条例及び男女共同参画計画との関係

(1) 「神戸市男女共同参画の推進に関する条例」との関係

重大な人権侵害であるDVの根絶を目指すこの計画は、「神戸市男女共同参画の推進に関する条例」（以下「条例」という。）の基本理念として掲げられている「男女の人権の尊重」に合致するものです。

(2) 「神戸市男女共同参画計画（第4次）」との関係

この計画は、この計画と同時に策定する「神戸市男女共同参画計画（第4次）」の基本目標4・施策の方向1「DVのさらなる予防啓発と被害者に寄り添った着実な支援の実施」に関する詳しい取り組み内容について定めるものです。

なお、上記計画においては、「DVのさらなる予防啓発と被害者に寄り添った着実な支援の実施」を重点事項の1つと位置づけて取り組むこととしています。

3 計画期間

この計画の計画期間は、「神戸2020ビジョン」及び「神戸市男女共同参画計画（第4次）」と合わせ、平成28年度から32年度までとします。

なお、計画期間中であっても、法改正その他の情勢の変化があった場合には、必要に応じて、計画の内容を見直します。

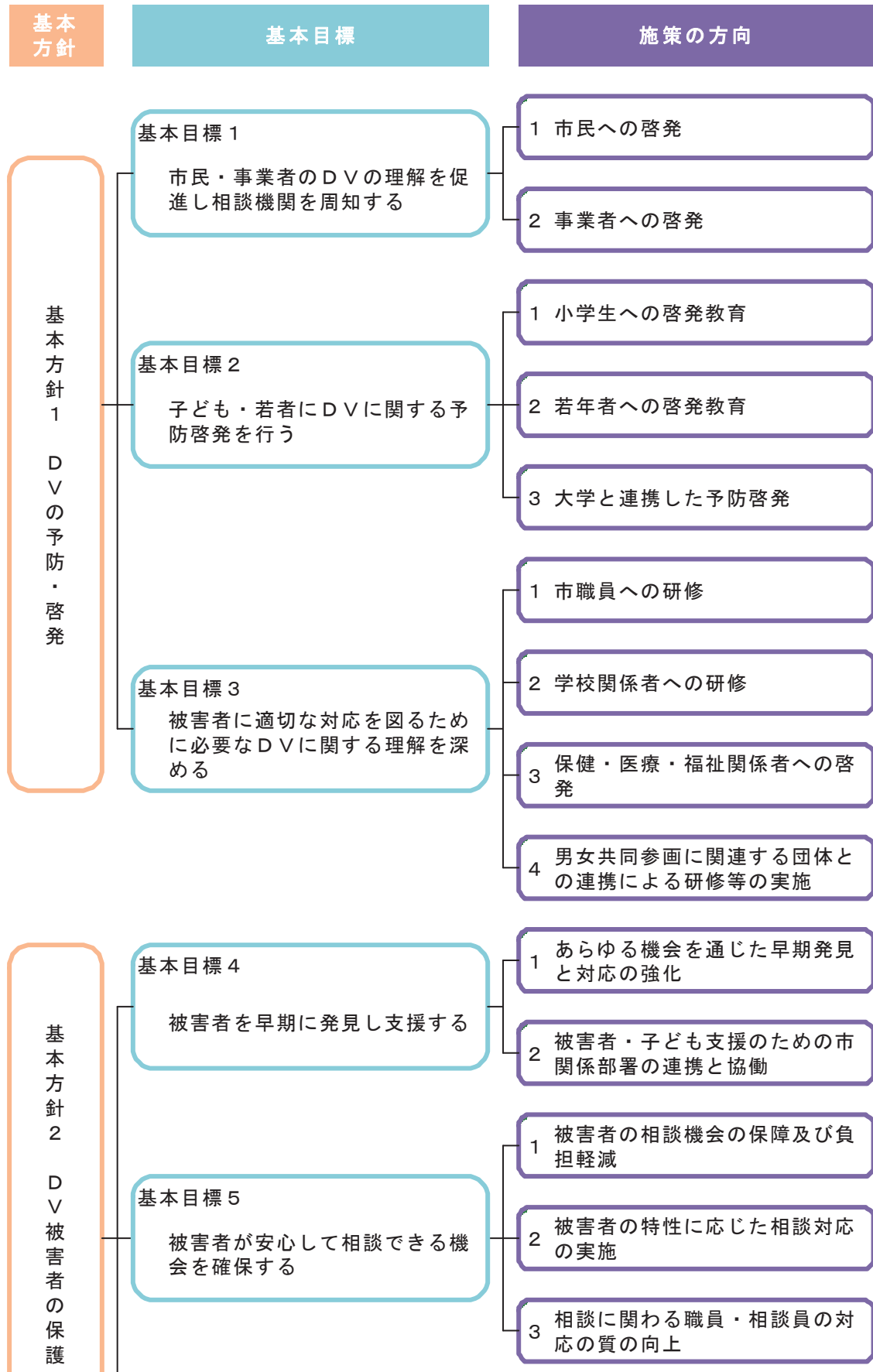
第3章

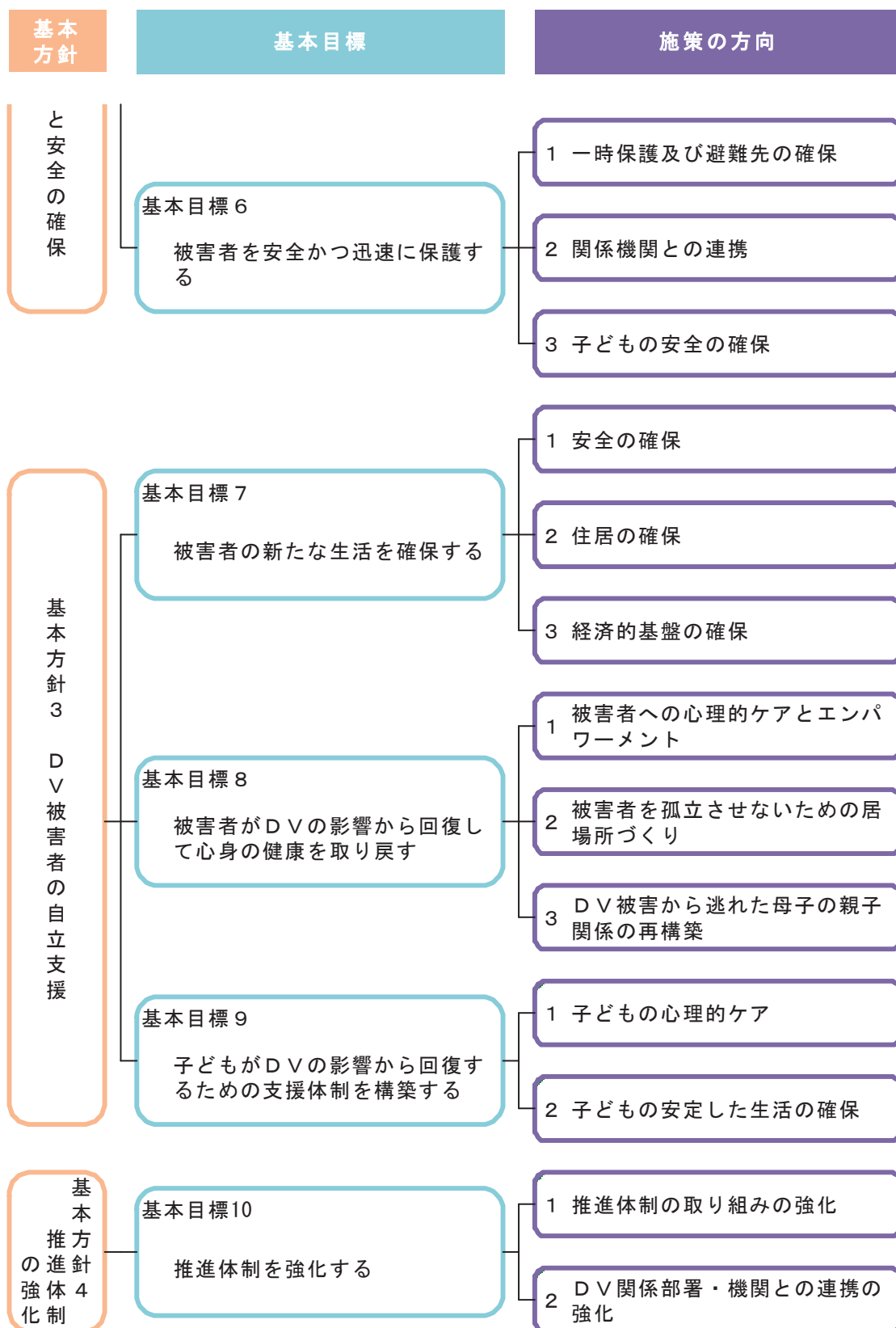
施策の内容

1	施策の体系図	24
2	基本方針、基本目標及び施策の方向	26
3	指標・数値目標	43



1 施策の体系図





2 基本方針、基本目標及び施策の方向

この計画では、今後5年間に取り組むべき施策の内容を体系化するにあたり、まず、以下の4つの「基本方針」を定めました。

- 基本方針1** DVの予防・啓発
- 基本方針2** DV被害者の保護と安全の確保
- 基本方針3** DV被害者の自立支援
- 基本方針4** 推進体制の強化

4つの「基本方針」の下に10の「基本目標」及び27の「施策の方向」を掲げ、それぞれの「施策の方向」における「おもな取り組み」を紹介しています。

「おもな取り組み」については、進捗管理をするにあたっての参考とするため、以下の3種類に分類して掲載しています。

- A** 継続して着実に実施すべき施策（現在の質を維持すべきもの）
- B** 積極的に充実又は前進させるべき施策（質を向上又は新たに実施すべきもの）
- C** 実施内容等について検討すべき施策（これから実施について検討すべきもの）

計画に掲載している「おもな取り組み」については、法改正などの社会情勢の変化や事業の進捗状況等を勘案し、随時必要な見直しを行いながら進めていきます。

また、「おもな取り組み」として掲載していない事業についても、4つの「基本方針」のもとにDV対策施策として実施すべきものについては、各担当課がそれぞれ計画・実施又は各課で連携・協力を行い、その取り組みを進めていきます。

被害者の多くは女性です。また、被害者が高齢者や障がい者であったり、性的マイノリティであったりする場合には、被害者の置かれる状況はより困難となり、支援の際には、当事者のニーズを十分把握したうえで対応することが必要となります。

なお、被害者支援においては、個人情報の漏えいは被害者の生命や心身を脅かすこととなりますので、被害者の個人情報管理の徹底を図り、秘密保持と安全確保に十分配慮することが不可欠です。

基本方針1 DVの予防・啓発

DVは配偶者や交際相手といった親密な関係における暴力であり、当事者が被害者又は加害者であることに気づきにくい構造があることから、一旦DV関係に陥ってしまうと、外部から発見しにくく、被害が潜在化・深刻化してしまうおそれがあります。そのためDVについての正しい知識を広め、当事者はもちろんのこと、広く市民に理解していただく必要があります。

DVが起こった場合には、周囲の人たちが早期にDVに気づいて、被害者が早期に専門機関につながるために情報提供等をできるように、また、被害者自らがためらわずに専門機関に相談できるように、相談機関の周知を図ることが必要です。

あわせて、若者を被害者にも加害者にもしないための啓発活動を推進し、DVを未然に防止することが大切です。

基本目標1 市民・事業者のDVの理解を促進し相談機関を周知する

市民及び事業者に対して、あらゆる機会とあらゆる手段を通じてDVに関する啓発を実施し、DVに関する相談機関等について広く周知します。

施策の方向1 市民への啓発

おもな取り組み	おもな所管部局
DV、ストーカー的な行為などあらゆる暴力を許さないためのセミナー等による啓発の実施 B	市民参画推進局
DVに関する相談機関の周知 B	市民参画推進局


 施策の方向2

事業者への啓発

おもな取り組み	おもな所管部局
DV防止キャンペーンへの協力などを通じた事業者への啓発の実施 B	市民参画推進局
DV、ストーカー的な行為、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどあらゆる暴力を許さないための啓発の実施 B	市民参画推進局

基本目標2 子ども・若者にDVに関する予防啓発を行う

幼少期から、自分が受容されていると感じる経験を積み重ね、自尊感情や自己肯定感を育むことが、自分や周りの人を大切にし、DVを含む暴力行為・人権侵害行為をしない人格形成につながります。次世代を担う子ども・若者を、DVの被害者にも加害者にもしないために、若年層への人権教育とDV予防啓発を進めていきます。

施策の方向1 小学生への啓発教育

おもな取り組み	おもな所管部局
人権教育における暴力の防止に関する取り組みの推進 B	教育委員会
小学校における自尊感情を高め自分も周りの人も大切にすることを育てるための取り組みの推進 B	教育委員会

施策の方向2 若年者への啓発教育

おもな取り組み	おもな所管部局
中学校、高等学校などにおけるDVの理解促進とその予防のための啓発の実施 B	教育委員会 市民参画推進局
若者が集まる機会・場所等におけるDVの理解促進とその予防のための啓発の実施 C	市民参画推進局 教育委員会 各関係部局

施策の方向3 大学と連携した予防啓発

おもな取り組み	おもな所管部局
市内の大学・大学生に対するDVの理解促進とその予防のための啓発の実施 C	市民参画推進局 企画調整局
福祉職・医療職・教員を目指す実習生の受入れ時におけるDV予防啓発の実施 C	保健福祉局 こども家庭局 教育委員会

基本目標3

被害者に適切な対応を図るために必要なDVに関する理解を深める

市職員及び学校関係者、保健・医療・福祉関係者などは、DV被害者からの相談を受け、またDVを発見し、専門機関につないだり、直接支援したりする立場にあります。支援者がDVについて正しい知識を身につけ、よく理解し、被害者に二次被害を与えないよう配慮しつつ、適切な対応をするための資質向上と育成に努めます。あわせて、1人でも多くの人が被害者を支援できる環境をつくるために、男女共同参画に関連する団体とも連携した研修等を実施します。

施策の方向1

市職員への研修

おもな取り組み	おもな所管部局
人権に関する職員研修の場におけるDVに関する研修の実施 B	行財政局 保健福祉局 市民参画推進局
DV被害者からの届出を受ける等直接対応する職員へのDV事案への対応に関する研修の実施 B	市民参画推進局 区役所 各関係部局

施策の方向2

学校関係者への研修

おもな取り組み	おもな所管部局
校長・教頭をはじめとする教職員への研修の実施 B	教育委員会 市民参画推進局
スクールカウンセラーなど教職員以外の学校関係者への研修の実施 B	教育委員会 市民参画推進局


 施策の方向3

保健・医療・福祉関係者への啓発

おもな取り組み	おもな所管部局
保健・医療・福祉関係者（保育所職員含む）に対する研修の実施 B	市民参画推進局 保健福祉局 こども家庭局
民生委員等福祉に関係の深い市民に対する啓発の実施 B	市民参画推進局 保健福祉局


 施策の方向4

男女共同参画に関連する団体との連携による研修等の実施

おもな取り組み	おもな所管部局
神戸市男女共同参画推進会議構成団体などの関係団体に対する研修講師の派遣 B	市民参画推進局
民間支援団体との協力・連携による支援者養成のための研修などの実施 B	市民参画推進局

基本方針2 DV被害者の保護と安全の確保

DV被害者及び子ども等の同伴家族の安全を守るため、配偶者暴力相談支援センター及び区保健福祉部が中心となり、被害者の安全に関わる情報を厳格に管理しつつ、被害者が置かれた状況に配慮し、適切な情報と助言を提供し、被害者の自己決定を支えます。さらに、必要に応じて、一時保護のための相談を受け県に一時保護を依頼したり、母子・婦人短期保護事業などの福祉サービスを活用したりして、被害者の安全を確保します。

基本目標4 被害者を早期に発見し支援する

DVは、児童虐待や貧困等と絡み合っただ複合的な課題となっている場合もあり、被害者は、区役所、保育所等の子育て支援関係機関や学校園、医療機関等さまざまな相談・関連機関を訪れる可能性があります。それぞれの機関において、DVの可能性のある相談者に気づき、適切な情報提供と助言を行い、被害者のニーズに応じた専門機関への相談を勧められるよう、DV被害者の早期発見に努めます。

特に、子どもに関わる相談機関においては、児童虐待とDVが密接に関係していることを念頭に置き、児童虐待とあわせてDVの早期発見にも努めます。

そのうえで、支援に関わる機関が相互に連携し、被害者のニーズに沿った適切な対応を行います。また、DVを早期に発見し、適切に対応するためのマニュアルを整備し、周知します。

施策の方向1 あらゆる機会を通じた早期発見と対応の強化

おもな取り組み	おもな所管部局
市のあらゆる窓口及び相談機関での早期発見と対応 B	各関係部局
保育所・医療機関や乳幼児健診などにおける早期発見と対応 B	こども家庭局 各関係部局
早期発見と対応のためのマニュアルの整備と周知 B	市民参画推進局 各関係部局


 施策の方向2

被害者・子ども支援のための市関係部署の連携と協働

おもな取り組み	おもな所管部局
発見機関から配偶者暴力相談支援センターに相談内容が円滑かつ安全に届く仕組みの構築 C	市民参画推進局 各関係部局
神戸市児童虐待・非行等対策地域協議会との緊密な連携と協働 C	こども家庭局 市民参画推進局
配偶者暴力相談支援センター、こども家庭センター、区保健福祉部の連携と協働のためのマニュアルの整備 B	市民参画推進局 こども家庭局 保健福祉局

基本目標5 被害者が安心して相談できる機会を確保する

被害者の負担をできるだけ軽減し、安心して相談できるよう、被害者の状況に配慮した相談体制を目指します。被害者からの相談に適切かつ迅速に対応するため、市におけるDV被害者支援の中心的役割を担う配偶者暴力相談支援センターの通年開設を確保するとともに、DV相談担当者の専門的対応能力の向上を目指します。あわせて、被害者からの深刻な相談を数多く受ける職員・相談員の二次受傷を防ぐための取り組みを実施します。

施策の方向1

被害者の相談機会の保障及び負担軽減

おもな取り組み	おもな所管部局
配偶者暴力相談支援センターでの相談業務の通年実施 A	市民参画推進局
各窓口とのつなぎとなるサポーター的な役割を担う市職員等に関する検討 C	市民参画推進局

施策の方向2

被害者の特性に応じた相談対応の実施

おもな取り組み	おもな所管部局
高齢者・障がい者等被害者への相談対応の強化 B	市民参画推進局 保健福祉局
外国にルーツを持つ被害者への相談対応の強化 B	市民参画推進局 市長室

施策の方向3

相談に関わる職員・相談員の対応の質の向上

おもな取り組み	おもな所管部局
相談に関わる職員・相談員の専門的対応能力の向上のための研修の実施 B	市民参画推進局 各関係部局
相談業務において専門的能力を高めるためのスーパーバイズの実施 B	市民参画推進局 こども家庭局
相談に関わる職員・相談員の二次受傷防止のための取り組みの実施 B	市民参画推進局 各関係部局

基本目標6 被害者を安全かつ迅速に保護する

DV被害者及びその子ども等の同伴家族の安全を確保するにあたっては、一時保護機能を有する県、24時間体制でストーカー・DV相談を実施している警察、シェルターを運営する民間支援団体との連携が欠かせません。また、福祉施策・事業等の利活用により対応していく必要があります。さらに、マイナンバー制度など新たな施策が実施される場合を含め、被害者の情報を安全に管理していくことが重要です。

施策の方向1 一時保護及び避難先の確保

おもな取り組み	おもな所管部局
兵庫県配偶者暴力相談支援センターとの連携による被害者の一時保護の実施 B	市民参画推進局 こども家庭局 区役所
母子・婦人短期保護事業や市営住宅の目的外使用による避難先の確保 B	市民参画推進局 こども家庭局 住宅都市局
民間シェルターへの助成実施による避難先の確保 B	市民参画推進局
安全な避難先の拡充に関する検討 B	市民参画推進局 こども家庭局

施策の方向2 関係機関との連携

おもな取り組み	おもな所管部局
兵庫県及び他自治体の配偶者暴力相談支援センターとの連携の強化 B	市民参画推進局 こども家庭局
警察との連携の強化 B	市民参画推進局 こども家庭局

施策の方向3

子どもの安全の確保

おもな取り組み	おもな所管部局
こども家庭センターにおける子どもの安全の確保 B	こども家庭局
被害者が同伴避難できなかった子どもの安全確認 方法の検討 C	市民参画推進局 こども家庭局

基本方針3 DV被害者の自立支援

DVが被害者の心身へ与える影響は大きく、転居、失業、転職、離婚等によって、経済的にも不安定な状況になりがちです。被害者及びその子ども等の同伴家族が暴力のない当たり前の生活を安心して送ることができるためには、住居の確保や福祉サービスの利用等の生活環境の整備、就業の支援、暴力の影響から回復するための心理的な支援など、総合的な支援が必要です。

神戸市配偶者暴力相談支援センターが業務を開始して約10年が経過し、被害者保護までは一定の流れができあがりましたが、自立支援についてはいまだ十分とは言えません。家庭内での暴力や貧困の再生産を防ぐためにも、被害者と子ども等が十分に回復し、自立できるまでの支援が求められます。

基本目標7 被害者の新たな生活を確保する

DVから逃れた被害者とその子ども等の自立を支援するためには、まず安全な生活を確保する必要があります。被害者の個人情報を守り、新しい住まい探しを支援し、被害者のニーズに応じて福祉施策を適用します。また、経済的な基盤を確保するために、被害者の就業を支援します。さらに、離別母子家庭においては経済的困窮に陥ることが多いことから、別居親からの養育費を確保するため、養育費相談について検討します。

施策の方向1 安全の確保

おもな取り組み	おもな所管部局
被害者のプライバシー及び個人情報の保護の徹底 A	全部局
情報管理マニュアルの整備と職員への周知の徹底 B	市民参画推進局 区役所 各関係部局
民間支援団体に対する助成による同行支援・通訳派遣等の支援活動の実施 B	市民参画推進局
保護命令制度の利用に関する援助 A	市民参画推進局


 施策の方向2

住居の確保

おもな取り組み	おもな所管部局
市営住宅入居者選定時の優遇措置・目的外使用の実施及び広報の充実 A	住宅都市局 市民参画推進局
被害者の住まい探しの支援に関する検討の実施 C	市民参画推進局 住宅都市局
社会福祉施設の利活用 B	こども家庭局 保健福祉局


 施策の方向3

経済的基盤の確保

おもな取り組み	おもな所管部局
被害者の実情に合った児童扶養手当や生活保護など福祉制度利用に関する相談の強化 B	こども家庭局 保健福祉局
区保健福祉部内ハローワーク窓口及びくらし支援窓口における被害者の状況に配慮した就業支援の実施 B	こども家庭局 保健福祉局
男女共同参画センターや母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業支援セミナーや就業相談等の実施 B	市民参画推進局 こども家庭局
養育費に関する専門相談の実施に関する検討 C	こども家庭局 市民参画推進局

基本目標 8

被害者がDVの影響から回復して心身の健康を取り戻す

DVによる心理的影響は根深く、その回復には時間がかかります。また、知らない場所で不安や孤独を抱えて、身近に頼れる人もいない中で生活せざるを得ない被害者も少なくありません。被害者が心身の健康を取り戻し、安心して暮らしていくための支援体制を構築します。

施策の方向 1

被害者への心理的ケアとエンパワーメント

おもな取り組み	おもな所管部局
配偶者暴力相談支援センター及び男女共同参画センターにおけるカウンセリングの実施 A	市民参画推進局
男女共同参画センターにおける被害者の心理的回復のための定期的な講座の実施 B	市民参画推進局

施策の方向 2

被害者を孤立させないための居場所づくり

おもな取り組み	おもな所管部局
被害者の交流の場の提供や自助グループの支援 B	市民参画推進局
民間支援団体との連携による被害者の生活の場に根ざした自立生活援助の実施 B	市民参画推進局

施策の方向 3

DV被害から逃れた母子の親子関係の再構築

おもな取り組み	おもな所管部局
被害離脱後の母子関係再構築に有効なプログラムの実施 B	こども家庭局 市民参画推進局
こども家庭センター及び区こども家庭支援室におけるDV被害者の子育てに関する相談支援の充実 B	こども家庭局

基本目標9

子どもがDVの影響から回復するための支援体制を構築する

DVのある家庭で育った子どもは、暴力行為の目撃や不適切な養育環境による影響を受けていたり、不健全な人間関係を学習してしまったりしていることが少なくありません。その結果、情緒面や行動面で問題を抱えていたり、悩みを誰にも相談できずに一人で抱え込んでいたりすることもあります。

子どももDVの被害者であるという認識をもって、関係機関が協力・連携しながら、子どもが安心して安定した生活を継続できるよう、取り組みを進めていきます。

施策の方向1

子どもの心理的ケア

おもな取り組み	おもな所管部局
こども家庭センター等における子どもへの相談支援の充実 B	こども家庭局
スクールカウンセラーの配置等による学校内で子どもが相談しやすい環境づくりの実施 B	教育委員会

施策の方向2

子どもの安定した生活の確保

おもな取り組み	おもな所管部局
円滑な転校・就学手続のための相談支援の実施 B	教育委員会 区役所
民間支援団体との連携による子どもへの学習支援の実施 B	こども家庭局 保健福祉局
(再掲) 被害離脱後の母子関係再構築に有効なプログラムの実施 B	こども家庭局 市民参画推進局

基本方針4 推進体制の強化

DV対策施策は多くの部署が連携して実施する必要があります。庁内に限らず、県や警察はもちろんのこと、シェルター運営や同行支援などの被害者支援を実施している民間支援団体との連携をさらに深め、ともに被害者に寄り添った支援に努めます。

基本目標10 推進体制を強化する

施策の方向1 推進体制の取り組みの強化

おもな取り組み	おもな所管部局
神戸市男女共同参画審議会DV検討部会における課題に関する集中的な討議の実施 B	市民参画推進局 各関係部局
DV対策関係課長連絡会議及びDV対策庁内ネットワーク会議を通じた意識・情報共有の徹底 B	市民参画推進局 各関係部局
個々の事案について関係実務者が機動的に対応を協議できる仕組みの構築 B	市民参画推進局 各関係部局
計画に基づき実施した施策に対する意見・要望の収集及び検証の実施 C	市民参画推進局

施策の方向2 DV関係部署・機関との連携の強化

おもな取り組み	おもな所管部局
(再掲) 配偶者暴力相談支援センター、こども家庭センター、区保健福祉部の連携と協働のためのマニュアルの整備 B	市民参画推進局 こども家庭局 保健福祉局
民間支援団体との定期的な情報交換の実施等によるさらなる連携の強化 B	市民参画推進局

3 指標・数値目標

この計画の達成度や進捗状況を把握し、効果的な推進につなげるため、以下の3種類の指標・数値目標を設定します。

<p>「成果指標」 …… いわゆる「アウトカム指標」 ⇒ 事業を実施した結果どようになったかを示すもの</p> <p>「達成目標」 …… いわゆる「アウトプット指標」 ⇒ 事業をどの程度実施したかを示すもの</p> <p>「モニタリング指標」 ⇒ 目標数値は定めないが数値を毎年把握するもの</p>

	項目	現状値	目標値 (平成32年度)
成果指標			
1	夫婦間における「平手で打つ」行為の暴力としての認識度 (ネットモニター調査)	73.8% (平成27年度)	100%
2	夫婦間における「なぐるふりをしておどす」行為の暴力としての認識度 (ネットモニター調査)	64.4% (平成27年度)	100%
3	DVの相談窓口の認識度 (ネットモニター調査)	50.5% (平成27年度)	70%
達成目標			
4	DV予防啓発事業実施校数累計(市立中学校)(学校独自の取り組みを実施した学校を含む)	26校 (平成26年度)	全校(82校)
5	DV予防啓発事業実施校数累計(市立高校・高専)(学校独自の取り組みを実施した学校を含む)	7校 (平成26年度)	全校(10校)
6	DV被害者支援関係職員向け研修年間受講者数	1,219人 (平成26年度)	1,500人
7	DV被害者支援関係職員以外向け研修においてDVに関して説明を受けた年間受講者数	755人 (平成26年度)	1,000人
8	DV被害者支援者養成研修の年間受講者数	77人 (平成26年度)	100人
9	DV対策関係課長連絡会議及びDV対策庁内ネットワーク会議の年間開催回数	1回 (平成26年度)	2回
モニタリング指標			
10	神戸市配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数(電話相談・面接相談・カウンセリング)	3,324件 (平成26年度)	—
11	DV関連セミナー・講座受講者数	65人 (平成26年度)	—
12	DV被害者の心理的回復のための事業の参加者数	93人 (平成26年度)	—

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第4章

計画の推進

1	計画を推進する体制	46
2	神戸市配偶者暴力相談支援センター	46
3	福祉事務所	47
4	計画の進捗状況の評価及び検証	47



1 計画を推進する体制

(1) 庁内の推進体制

DV対策施策は多くの部署が連携して実施する必要があることから、庁内に「神戸市DV対策関係課長連絡会議」及び「DV対策庁内ネットワーク会議」を設置しています。

引き続きこれらの会議等を通じた情報共有には努めていきますが、被害者保護等で迅速な対応が求められる事案について、少数の関連部署が機動的に情報の共有及び対応の協議をできる仕組みを構築し、さらなる連携に努めます。

(2) 関係機関と連携した推進体制

国や兵庫県、警察などの行政機関との連携はもちろんのこと、シェルター運営や同行支援などの事業を実際に実施されている民間支援団体との連携をさらに深め、ともに被害者に寄り添った支援を実施できるように努めます。

また、神戸市男女共同参画審議会の委員をはじめ、専門的知見や豊富な経験を有する方々からの指導や助言をいただきながら、施策を進めていきます。

2 神戸市配偶者暴力相談支援センター

平成16年のDV防止法改正により市町村が配偶者暴力相談支援センター業務を実施できるようになったことを受けて、神戸市では、平成18年11月より、市町村としては全国で4番目となる配偶者暴力相談支援センター業務を開始しました。

神戸市配偶者暴力相談支援センター（「女性のためのDV相談室」）では、DV被害に関する相談、カウンセリング、情報提供、保護命令支援及び同行支援などを実施しています。

3 福祉事務所

福祉事務所（区保健福祉部こども家庭支援課・北須磨支所保健福祉課・北神保健福祉課）では、婦人相談員、母子・父子自立支援員が、婦人相談又は母子・父子相談の一環としてDV被害者の相談に対応しており、必要に応じて一時保護や施設入所等についての情報提供や支援を実施しています。

また、児童扶養手当や生活保護などの各種福祉施策についても、福祉事務所内の各課が窓口となっています。

4 計画の進捗状況の評価及び検証

この計画に基づき実施した施策については、進捗状況に関する資料を毎年作成して評価及び検証を行い、必要があれば計画内容の見直しを行います。

進捗状況に関する資料は、条例第19条の規定に基づき作成する「年次報告書」とあわせて神戸市男女共同参画審議会へ報告して意見を求めるとともに、いただいた意見とあわせて公表を行います。

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第5章

参考資料

- | | | |
|---|--|----|
| 1 | 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 | 50 |
| 2 | 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（概要） | 61 |
| 3 | 用語解説 | 68 |



1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年法律第31号)

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶

者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない

い。

- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、

当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

(2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

(3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

(4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

(5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

(6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、

必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者から

の暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者

から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令 (保護命令)

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に

生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

- (2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- (1) 面会を要求すること。
- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る

状態に置くこと。

- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号

の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情
- (3) 第10条第3項の規定による命令の申

立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

(4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

(5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若

しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。
(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

- 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。
(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」と

あるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法 の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の

保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

(1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

(2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

(3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する

費用

- (4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。
- （国の負担及び補助）
- 第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。
- (1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
- (2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

（この法律の準用）

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替

えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第3号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

- 第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある

申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成16年6月2日法律第64号）

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成19年7月11日法律第113号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成25年7月3日法律第72号） 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附 則 （平成26年4月23日法律第28号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中次世代育成支援対策推進法附則第2条第1項の改正規定並びに附則第4条第1項及び第2項、第14条並びに第19条の規定 公布の日

(2) 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

(政令への委任)

第19条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（概要）

（平成 25 年 12 月 26 日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第 1 号）

※ 平成 26 年 10 月 1 日一部改正

- 第 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 1 基本的な考え方
- 配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。
- 2 我が国の現状
- 平成 13 年 4 月、法が制定され、基本方針の策定等を内容とする平成 16 年 5 月、平成 19 年 7 月の法改正を経て、平成 25 年 6 月に生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても配偶者からの暴力及び被害者に準じて法の適用対象とする法改正が行われ、平成 26 年 1 月 3 日に施行された。
- 3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画
- (1) 基本方針
- 基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。基本方針の内容についても、法と同様、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者について準用することとする。
- (2) 都道府県基本計画及び市町村基本計画
- 基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府
- 県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。
- 第 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 1 配偶者暴力相談支援センター
- 都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは、身近な行政主体における支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援センターとが必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。
- 2 婦人相談員
- 婦人相談員は、被害者に関する各般の

相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

(1) 通報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

(2) 通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

4 被害者からの相談等

(1) 配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問

題解決に向けて助言を行うことが必要である。

(2) 警察

被害者からの相談において意思決定を支援するなど、被害者の立場に立った適切な対応を行うとともに、相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

(3) 人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設への紹介等の援助をし、暴力行為に及んだ者等に対しては、これをやめるよう、説示、啓発を行うことが必要である。

(4) 民間団体との連携

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体では、相談業務、同行支援、自立支援など大きな役割を担っている。

5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

(1) 被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、

被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや、専門家や民間団体等と連携し、適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

(2) 子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。

(3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

(1) 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

(2) 一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適当と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

(3) 婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

(4) 広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

7 被害者の自立の支援

(1) 関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の

円滑化を図ることが望ましい。

(2) 被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に厳重に情報の管理を行うことが必要である。

(3) 生活の支援

福祉事務所及び母子・父子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、被害者が相談・申請を行う場所や、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

(4) 就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

(5) 住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道

府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

(6) 医療保険

婦人相談所等が発行する証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

(7) 年金

被害者が年金事務所において手続をとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

(8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民票の記載がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を

行うことが必要である。

(9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、住民票の記載がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

8 保護命令制度の利用等

(1) 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができない場合において、暴力等の事実など保護命令の発令要件の証明が可能なときは、裁判所に対し、審尋等の期日を経ずに発令するようにその事情を申し出ることができること等について、被害者に対し説明することが必要である。

(2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示

することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

9 関係機関の連携協力等

(1) 連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

(2) 関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

(3) 関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連

施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

(4) 広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

(1) 職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

(2) 職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が必要である。

11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行

の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

12 教育啓発

(1) 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する確かな理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

(2) 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

13 調査研究の推進等

(1) 調査研究の推進

国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるかをその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向けた調査研究の推進に努める。また、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

(2) 人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 基本計画の策定・見直しに係る指針

(1) 基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

(2) 基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新

3 用語解説

(あ行)

用語	解説
一時保護	緊急に保護が必要な被害者を婦人相談所が一時的に保護すること。一時保護は、厚生労働大臣が定める基準を満たす婦人保護施設や民間シェルター等に委託して行うことも可能。
エンパワーメント	本来的には、暴力や人権侵害、差別などを受けて力を奪われた人が本来の自分の力を取り戻すことをいう。DV被害者が主体性をもって自己決定できるようサポートすること。

(か行)

用語	解説
神戸市児童虐待・非行等対策地域協議会	児童福祉法第25条の2の規定に基づく「要保護児童地域対策協議会」として、市内の児童福祉に関係する機関等を構成員として設置された協議会。
神戸市男女共同参画審議会	神戸市男女共同参画の推進に関する条例第22条の規定に基づき設置されている市長の附属機関。男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議したり、施策の実施状況について意見を述べたりすることとされている。
神戸市男女共同参画推進会議	市と市民・事業者との協働による男女共同参画社会の実現を目指すために、25の地域・職域団体や経済団体など及び有識者により構成された機関。
神戸2020ビジョン	2025年(平成37年)を目標年次とする「第5次神戸市基本構想」が示すまちの姿を実現するための、2016年(平成28年)から2020年(平成32年)に実施する具体的な取り組みに関する実行計画。
固定的性別役割分担意識	男性・女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける意識のこと。「男は仕事、女は家事・育児」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」といった男性・女性の役割を固定的に決める考え方。
こども家庭センター	児童福祉法第12条の規定に基づき設定される児童相談所として業務を実施する市の施設。児童やその家庭に関する各種相談に応じるほか、必要な調査や医学的・心理学的・社会的・精神保健的な判定や指導、児童の一時保護、施設への入所措置などを行っている。

(さ行)

用語	解説
市政アドバイザー	市民の声を直接市政に反映させていくため、20歳以上の市民から無作為に選出した約1,000名にアンケートへの回答やセミナー・施設見学会への参加を通じて市政に対する意見を聴く制度。平成26年度末をもって終了し、平成27年度からネットモニター制度へ移行。
スーパーバイズ	相談員などが支援技術の向上を図るために、より高度で専門的な知識を有する者(スーパーバイザー)から助言や指導を受けること。

スクールカウンセラー	児童・生徒や保護者の心のケアをはかるために学校に配置される臨床心理士などのスタッフ。現在、市内 82 の全中学校区に 2 名体制で配置されており、校区内の小中学校における相談に対応している。
性的マイノリティ	LGBT という用語が用いられることもある。同性愛者、両性愛者、性同一性障がいや性別違和の人、生物学的・解剖学的に男女に非典型的な特徴を有する人などのこと。

(た行)

用語	解説
同行支援	被害者が支援関係機関などに出向いて相談や手続きを行う際、付き添って一緒に出向き、被害者の権利を擁護すること。

(な行)

用語	解説
二次受傷	相談員などの支援者が、被害者から深刻な被害状況等について数多く話を聞くうちに、自らも同様の心理状態に陥ること。
二次被害	DVにより心身ともに傷ついた被害者が、保護・捜査・裁判等の過程において、DVの特性や被害者の置かれた立場を理解しない職務関係者の不適切な言動により更に傷つくこと。
ネットモニター	インターネットによるアンケート調査などIT（情報技術）を活用することで、市民から市政に関する意見や提案をよりスピーディーに聴き、効果的に市政に反映させることを目的として、平成 27 年度より実施した制度。

(は行)

用語	解説
配偶者暴力相談支援センター	DV防止法第 3 条の規定に基づく、DVの防止及び被害者の保護に関する業務を実施する機関。
婦人相談員	売春防止法第 35 条の規定に基づき都道府県知事又は市長から委嘱され、要保護女子（売春を行うおそれのある女子）の発見に努め、相談に応じ、必要な指導等の業務を行う職員。DV防止法第 4 条の規定に基づき、DV被害者の相談に応じ、必要な指導も行う。
婦人相談所	売春防止法第 34 条の規定に基づく施設。売春を行うおそれのある要保護女子の相談、指導、一時保護を行う施設であるが、DV防止法第 3 条の規定により、都道府県配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすことが求められるようになった。
保護命令	DV防止法第 10 条の規定に基づき、被害者が加害者からの暴力によって生命又は身体に危害を受けるおそれ大きいときに、被害者からの申立てにより、その危害を防止するために、裁判所が加害者に対して発する命令のこと。被害者への接近禁止命令、被害者への電話等禁止命令、被害者の同居の子又は親族等への接近禁止命令、退去命令という種類がある。

母子家庭等就業・自立支援センター	母子家庭の母等を対象に、就業相談・就業支援講習会の実施、就職情報の提供など一貫した就労支援サービスを行う、就業・自立を支援する施設。
母子・父子自立支援員	母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条の規定に基づき都道府県知事又は市町村長から委嘱され、母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦に対し、生活の相談に応じ、自立に向けた支援を行う職員。
母子生活支援施設	児童福祉法第23条の規定に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の看護すべき児童を入所させて、保護するとともに自立を促進するため、生活を支援する施設。
母子・婦人短期保護事業	母子や単身女性がDVを含む一時的な避難が必要となった場合に保護を実施する事業。

(ま行)

用語	解説
民間支援団体	独自でDVの防止及び被害者の保護等の活動を行っているNPO法人などの団体。DV防止法成立前から被害者への相談支援に取り組むなど、豊富な知識と経験を有する団体も多い。
民間シェルター	民間支援団体によって運営される、被害者が緊急一時的に避難できる施設。被害者の一時保護のみにとどまらず、相談への対応、被害者の自立に向けた支援など、さまざまな支援を行っている。
面会交流	離婚に伴い子どもと離れて暮らしている父親又は母親が子どもと定期的、継続的に会って話をしたりして交流すること。子どもの健やかな成長を目的とするもの。

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

神戸市市民参画推進局市民生活部男女共同参画課

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

TEL.078-322-5179 FAX.078-322-6034

<http://www.city.kobe.lg.jp/life/community/cooperation/>

神戸市広報印刷物登録 平成27年度第703号(広報印刷物規格A-1類)



United Nations
Educational, Scientific and
Cultural Organization

City of Design
KOBE 

Member of the UNESCO
Creative Cities Network
since 2008